

志摩市犯罪被害者等支援条例を制定しました



犯罪被害者支援シンボルマーク
「ギュットちゃん」

志摩市では、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復および軽減に向けた取組の推進並びに犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図り、市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として、「志摩市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

◇条例の基本的な考え方・主な取組み

- ・社会全体で、犯罪被害者等に対する支援を推進します。
- ・犯罪被害者等に寄り添い、心身の状況の変化に応じた途切れることのない支援を行います。
- ・市民の皆さんに犯罪被害者等支援についての理解が深まるように、広報・啓発活動を行います。
- ・犯罪被害にあった直後の経済的な負担を軽減するために、犯罪被害者等に対して「支援金の給付」や「日常生活の支援」を行います。

◇支援金・助成金給付の対象となる犯罪

令和4年4月1日以降に発生した、日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する^{※1} 故意の犯罪です。

※1 故意の犯罪・殺人、強盗、傷害、強制性交等の故意により人を死傷させる犯罪行為。

◇給付対象者

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、志摩市内に住所を有していた犯罪被害者ご本人およびご遺族。

◎犯罪被害者と加害者との間に親族関係がある時など、給付対象外となる場合もあります。詳しくはお問合せください。

◇支援金の種類

遺族支援金(30万円)

犯罪行為により、亡くなられた犯罪被害者のご遺族

重傷病支援金(10万円)

犯罪行為により、重傷病(療養期間が1カ月以上かつ通算3日以上入院)を負った犯罪被害者ご本人

精神療養支援金(2.5万円)

犯罪行為により、精神疾患(療養期間が3カ月以上かつ通算3日以上労務等に服することができない)を負った犯罪被害者ご本人

※同一世帯で給付対象者が複数の場合や、給付対象者が複数の給付を受ける場合は、給付総額は上限30万円。

◇助成金の種類

家事援助助成金

(上限3,000円/時間×上限30時間)

調理、洗濯、住居清掃、生活必需品の買い出し、通院等の介助

一時保育助成金

(上限3,000円/日×上限5日)

犯罪被害者等が監護する者について、一時保育を受けるための費用

転居助成金(上限20万円)

犯罪行為に起因して転居する場合の費用 家具等の運搬に要する費用、敷金、礼金、仲介手数料等

家賃助成金

(月家賃の1/2:上限3万円×上限6カ月)

犯罪行為に起因して転居した場合の新たな住居の家賃

※給付の額は、100円未満の端数があるときは切り捨て。